

船舶事故等調査報告書

平成23年10月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第99号	
事故等種類	衝突（岸壁）	
発生日時	平成23年4月18日 08時00分ごろ	
発生場所	阪神港神戸第3区 神戸市東灘区所在の六甲アイランド橋橋梁灯（C1灯）から真方位311° 1,050m付近 （概位 北緯34° 42.4′ 東経135° 15.9′）	
事故等調査の経過	平成23年6月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第十明祐 ^{めいゆう} 、19トン 260-43114兵庫、有限会社六甲船舶 B バージ ^{しんゆう} 神祐、長さ約53.3m なし、有限会社六甲船舶	
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B なし	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 左舷中央部外板に凹損	
事故等の経過	A船は、船長ほか2人が乗り組み、空船のB船を押して阪神港神戸第3区の岸壁に着岸作業中、平成23年4月18日08時00分ごろ、B船の左舷中央部外板が岸壁に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船は、B船を押して阪神港神戸第3区の岸壁に着岸作業中、船長Aが風による影響を考慮した操船を行わなかったことから、B船が岸壁に衝突した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が、B船を押して阪神港神戸第3区の岸壁に着岸作業中、船長Aが風による影響を考慮した操船を行わなかったため、B船が岸壁に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	